



19農会第850号  
平成19年10月30日

近畿農政局長 殿

農林水産事務次官

農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱について

今後の農業研究及びその研究成果の普及・実用化の推進に当たっては、行政部局と連携を強化し、行政ニーズの把握に努めるとともに、地域の実情に応じて取り組むことが重要であり、そのために必要な事項が、別紙のとおり制定されたので、御了知の上、遺漏のないように農業研究及びその成果の普及・実用化に取り組まれない。

なお、管内都府県には、貴職から通知されたい。

以上、命により通知する。

## 農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱

### 第1 趣旨

農業研究（食品産業及び農業関連産業に係る研究を含む。以下同じ。）は、研究開発の重点目標及びその達成を図るための具体的な施策からなる農林水産研究基本計画（平成17年3月30日農林水産技術会議決定、平成19年3月27日改訂）に基づき、農業の生産性向上と持続的発展等に向けた研究成果の創出を促進するとともに、研究成果の早急な普及・実用化を図らなければならない。

一方、先般策定された「21世紀新農政2007」（平成19年4月4日食料・農業・農村政策推進本部決定）においては、担い手への施策の集中化・重点化を通じた国内農業の体質強化、イノベーションを先導する技術開発の加速化を通じた農業の潜在的な力の発揮を図ることが求められている。

このような農政の変革に即応して、意欲と能力のある担い手の経営改善等に向け、生産現場の課題等に対応したイノベーションを先導する技術開発を加速化するとともに、その成果について、農業現場をはじめとする関係方面へ迅速に還元することが極めて重要と考えられる。

このため、農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）及び関係各局等（大臣官房の各課を含む。以下同じ。）の連携を強化することにより、応用・開発段階の研究開発を中心に、行政ニーズ等を的確に反映させ、農業研究に関する情報の収集、企画・立案及びその成果の普及・実用化の取組を推進し、農業研究の成果を確実に創出するとともに、農業現場等への迅速な還元を図ることとした。

以上が、本要綱の制定の趣旨である。

### 第2 研究に関する情報の収集等、研究の企画・立案及び推進

- 1 事務局及び関係各局等は、技術分野毎の情報交換等により、行政ニーズ及び研究シーズ等の情報の共有及び連携の強化に努めるものとする。
- 2 地方農政局等（沖縄については沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の各地域農業研究センター（以下「地域農研センター」という。）と連携し、第4に定める地域研究・普及連絡会議等により、管内の都道府県、関係団体、大学、民間企業及び担い手等から地域における研究開発に係るニーズを収集し、国が重点的に研究開発を推進すべき技術的課題についてとりまとめ、本省に報告するものとする。
- 3 関係各局等は、その所掌における研究開発に係る行政ニーズ等の関係情報をもとに検討を行い、事務局に対し、当該技術的課題に係る研究成果の普及見込み等研究の企画・立案に資する情報を添えて、国が重点的に研究開発を推進すべき技術的課題を提案するものとする。

その際、事務局は、研究開発に係るニーズ及び研究シーズに関する情報等を提供するなど、関係各局等が行う技術的課題の検討に必要な支援を行うものとする。

- 4 事務局は、応用・開発研究の課題等の設定について、行政ニーズに基づいて3により関係各局等から提案された技術的課題を踏まえて研究課題等を具体化するものとする。
- 5 事務局は、委託プロジェクト研究、競争的研究資金等の活用により、農業試験研究独法（農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第13条第5号イからニまでに掲げる独立行政法人をいう。以下同じ。）、公設試（都道府県の試験研究機関又は都

道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）であって試験研究に関する業務を行うものをいう。以下同じ。）、大学、民間企業等、産学官の連携を図り、農林水産研究基本計画に基づく研究開発を総合的に推進するものとする。

- 6 事務局は、研究の進行管理責任者としてプログラムオフィサーを設置し、関係各局等と連携して研究の評価・管理を行うものとする。

### 第3 研究成果の普及・実用化

- 1 事務局及び関係各局等は、研究成果の普及・実用化に関し、地方農政局を含む関係機関相互の緊密な連携による一体的な取組の推進に努めるものとする。
- 2 事務局は、地方農政局等、農業試験研究独法、その他試験研究機関から研究成果を収集し、早急に現場への普及を推進する重要なものについて、関係各局等と協議の上、「農業新技術200X」（「200X」は、一連の西暦年をいう。以下同じ。）の候補として選定するものとする。
- 3 地方農政局等は、2に定める収集に当たり、地域農研センターと連携し、第4に定める地域研究・普及連絡会議等により、管内の都道府県及び関係団体等から、「農業新技術200X」の候補として選定の対象となるべき研究成果を収集し、事務局及び関係各局等に報告するものとする。
- 4 事務局及び関係各局等は、「農業新技術200X」について、関係機関等への通知の発出、補助事業の活用等により、その普及の促進を図るものとする。
- 5 事務局は、地域農研センター等と共同して、地域農研センター及び公設試等の研究者、普及指導員、行政担当者並びに生産者等が意見・情報の交換を行う「地域マッチングフォーラム」を開催するものとする。

### 第4 地域研究・普及連絡会議

- 1 地方農政局等は、関係機関の連携を強化するとともに、農業研究の企画・立案及びその成果の普及・実用化に係る協議等を行うため、地域農研センターと協力し、都府県等管内関係機関、団体等が参加する地域研究・普及連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。
- 2 連絡会議の運営の細目は、地方農政局長（沖縄については、沖縄総合事務局農林水産部長をいう。）が、地域農研センターの長と協議の上、別に策定するものとする。

### 第5 その他

- 1 北海道における第2の3に定める国が重点的に研究開発を推進すべき技術的課題及び第3の3に定める「農業新技術200X」の候補として選定の対象となるべき研究成果については、事務局が収集するものとする。
- 2 この通知に定めるもののほか、農業研究及びその成果の普及・実用化の推進に必要な事項については、農林水産技術会議事務局長が別に定めるものとする。